

2019年度の埼玉県食品衛生監視指導計画（案）について

（改正の要点）

- ① 法律の改正、施行への対応（食品衛生法、食品表示法）
- ② 食中毒や違反食品の発生傾向を踏まえた対策
- ③ 食の安全情報に関する県民への周知の強化

① 法律の改正、施行への対応

（1）食品衛生法改正（H30.6） P10、P11

○HACCPの制度化

○国や都道府県等における広域食中毒対策の実施

（2）食品表示法の完全施行（2020.4） P5

○加工食品表示の経過措置期間の終了

② 食中毒や違反食品の発生傾向を踏まえた対策 P6

（1）重点監視施設の設定

○生の野菜・果物を加工・提供する施設

○生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設

○ハイリスク施設（社会福祉施設、学校等）

③ 食の安全情報に関する県民への周知の強化 P13、14